

○山陽小野田市労働会館条例施行規則

平成17年3月22日

規則第122号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市労働会館条例（平成17年山陽小野田市条例第134号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 山陽小野田市労働会館（以下「労働会館」という。）の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第3条 労働会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(指定管理者に管理を行わせる場合の休館日等)

第3条の2 条例第12条の規定により指定管理者に労働会館の管理を行わせる場合は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、労働会館の休館日及び開館時間を変更することができる。

(使用の申請等)

第4条 条例第4条第1項の規定により労働会館を使用し、又はその許可を受けた事項を変更しようとする者は、使用開始予定日又は変更開始予定日（以下「使用開始等予定日」という。）前7日までに、労働会館施設使用（変更）許可申請書（様式第1号。以下「使用許可等申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 使用許可等申請書は、使用開始等予定日前1か月まではこれを受理しない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用許可書の交付)

第5条 市長は、使用許可等申請書の提出があつた場合において、使用を許可したときは、労働会館施設使用（変更）許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（使用の取消し）

第6条 条例第4条第1項の規定による使用許可を受けた者が、当該使用を取り消そうとするときは、労働会館使用取消届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第7条 条例第5条第2項の規定による使用料の減免の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市が使用するとき 全額免除
- (2) 市と共催して使用するとき 全額免除
- (3) 市の後援で使用するとき 2分の1減額
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が公益上必要と認めるとき 全額免除又は2分の1減額

（使用料の後納又は減免申請）

第8条 条例第5条第2項の規定による使用料の後納又は減免の適用を受けようとする者は、労働会館施設使用料減免（後納）申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

（使用料の還付）

第9条 条例第6条の規定による使用料の還付の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責めによらない理由により使用不能となつたとき 全額
- (2) 使用開始予定日前5日までに使用の取消しを申し出たとき 全額
- (3) 管理上の都合により使用許可を取り消したとき 全額

（使用料の還付申請）

第10条 条例第6条の規定による使用料の還付を受けようとする者は、労働会館使用料還付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。た

だし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定）

第 10 条の 2 条例第 12 条の規定により指定管理者に労働会館の管理を行わせる場合にあっては、第 4 条、第 5 条及び第 6 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（遵守事項）

第 11 条 労働会館を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 許可しない施設、設備又は器具を利用しないこと。
- （2） 所定の場所以外では火気を使用しないこと。
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（雑則）

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小野田市労働会館条例施行規則（昭和 56 年小野田市規則第 7 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 19 年 10 月 1 日規則第 39 号）

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 23 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 14 日規則第 8 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 3 日規則第 6 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

決 裁			許 可 番 号	第	号
			許 可 年 月 日	年	月 日
			使用料納入年月日	年	月 日 No.
			(精算使用料納入年月日)	(年	月 日 No.)

労働会館施設使用(変更)許可申請書

山陽小野田市長 あて

労働会館の使用(変更)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

				申請日	年	月	日					
申 請 者	住 所	〒		使 用 期 間	自	年	月 日					
	団 体 名	TEL			(曜日)	年	月 日 時					
	氏 名				至	年	月 日 時					
	会場責任者				(曜日)	年	月 日 時					
使 用 目 的				開始	時	～終了	時					
				入場人員	人							
定 額 料 金	施 設 名			区分	施 設 使 用 料 計 算							
					概算使用料	内 訳	精算使用料					
	大 ホ ー ル	ス ポ ー ツ 使 用	半面									
			全面									
		ス ポ ー ツ 外 使 用										
	ス テ ー ジ											
	大 会 議 室 1											
	大 会 議 室 2											
	和 室											
	計											
割 増 料 金	入 場 料 等 に よ る 割 増 料											
	市 外 使 用 者 割 増 料											
	計											
冷 ・ 暖 房 使 用 料												
器 具 使 用 料												
使 用 料 合 計												
減 免 額												
使 用 料 調 定 額				a			b					
追 加 使 用 料 (b-a)												
入 場 料 等 の 徴 収				有 ・ 無	会 費		円					
物 品 販 売				有 ・ 無	入 場 料		円					
					商業宣伝	有 ・ 無						
備 考												

(注) 1 太線枠内だけ、記入してください。
2 施設名区分欄は、使用希望箇所を○印で記入してください。
3 使用期間(時間)は、準備から取外しに要する期間(時間)を含みます。

様式第2号(第5条関係)

労働会館施設使用(変更)許可書

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

年 月 日付けで申請のあった労働会館施設の使用(変更)について、下記
のとおり許可します。

使 用 目 的		入場人員	人
使 用 期 間	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分		
施 設 名			
使用料合計	円		
許 可 条 件			

様式第3号(第6条関係)

		許可番号	
労働会館施設使用取消届出書 年 月 日 山陽小野田市長 あて 住 所 団 体 名 申請者 氏 名 会場責任者 連 絡 先 () 年 月 日付けで許可を受けた労働会館施設の使用について、下記の理由により使用を取り消したいので届け出ます。 記 使用取消しの理由 受 付 印			

(注) 労働会館施設使用(変更)許可書を添付してください。

様式第4号(第8条関係)

労働会館施設使用料減免(後納)申請書

年 月 日

山陽小野田市長 あて

申請者 団体名_____

代表者_____

下記のとおり、労働会館施設の使用料の減免(後納)を受けたいので申請します。

※ 減免理由 施行規則第7条第_____号に該当
又は
後納理由 _____

※ 添付書類 _____

※ 許可申請書(表面)、減免申請書(裏面)とも、押印の必要はありません。

様式第5号(第10条関係)

		許可番号		
労働会館施設使用料還付申請書(許可書控) 年 月 日 山陽小野田市長 あて 住 所 団 体 名 申請者 氏 名 会場責任者 連 絡 先 () 労働会館施設の使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。				
使用許可日	年 月 日	使用許可番号		
使用期間	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで (. . . .)			
施設名				
使用室名				
申請の理由				
既納使用料	円			
還付率				
還付金額	円			
備 考			受付印	

- (注) 1 太線の申請内容を確認の上、提出してください。
- 2 労働会館施設使用(変更)許可書を添付してください。

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 8 条関係）

様式第 5 号（第 1 0 条関係）